

# 沖縄県における米軍基地の問題

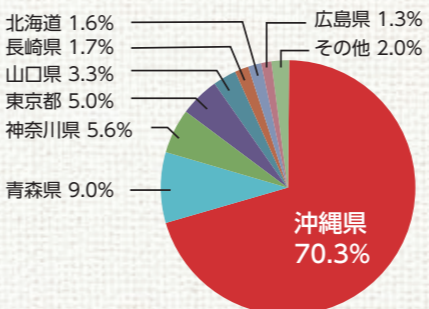
2017年3月31日現在

## 沖縄にはどれだけの米軍基地があるのか

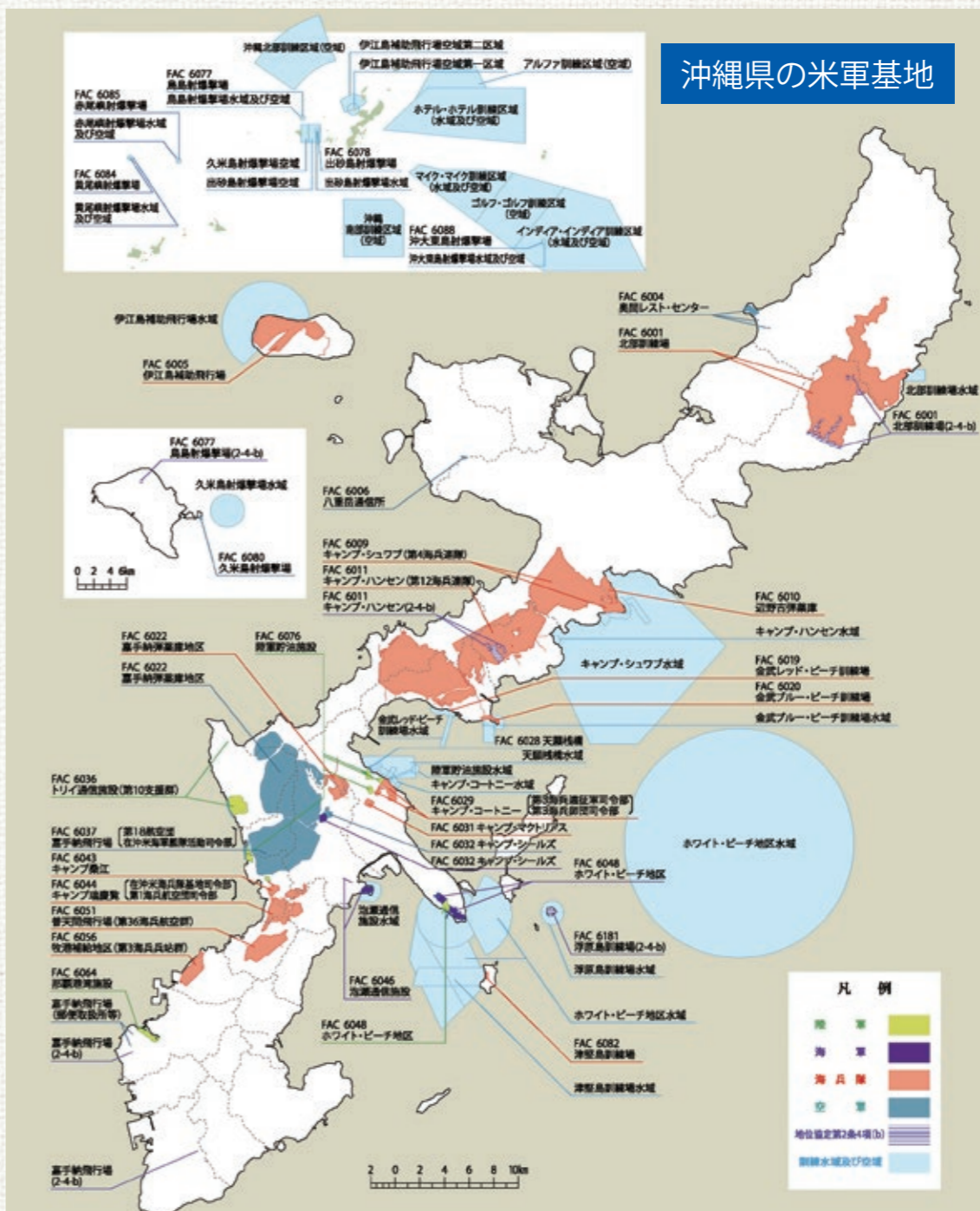
沖縄県には、31の米軍専用施設があり、その総面積は1万8,483ヘクタール、本県の総面積の約8%、人口の9割以上が居住する沖縄本島では約15%の面積を占めています。

その規模は東京23区のうち13区を覆うものであり、また、山手線内側3つ分の面積に相当する広大なものとなっています。沖縄が本土に復帰した1972年当時、全国の米軍専用施設面積に占める沖縄県の割合は約58.7%でしたが、本土では米軍基地の整理・縮小が沖縄県よりも進んだ結果、現在では、国土面積の約0.6%しかない沖縄県に、全国の米軍専用施設面積の約70.3%が集中しています。(2021年3月31日現在)

また、陸上だけでなく、沖縄県及びその周辺には水域27か所、空域20か所が訓練区域として米軍管理下に置かれ、漁業や航空経路への制限等があります。



米軍専用施設面積の割合



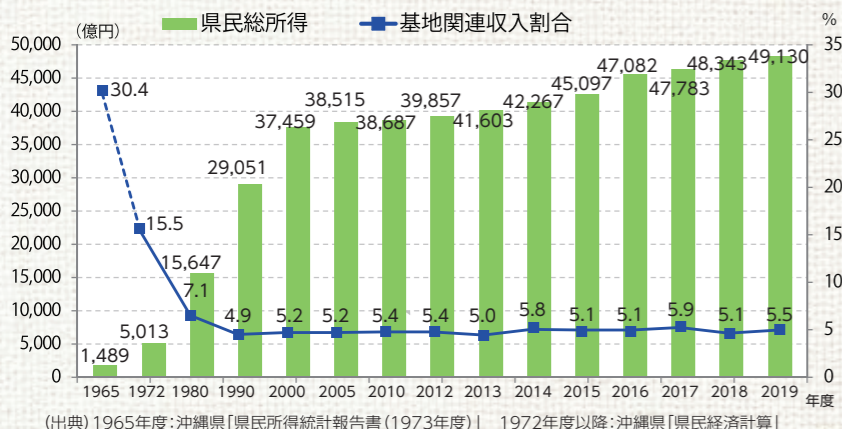
## 米軍基地と沖縄の経済

沖縄が日本に復帰した1970年代と現在を比べると、沖縄経済における基地関連収入(軍用地料、軍雇用者所得、米軍等への財・サービスの提供)の割合は大幅に低下しています。

基地関連収入が県民総所得に占める割合は、復帰前の1965年度には30.4%でしたが、復帰直後の1972年度には15.5%、2019年度には5.5%(2,712億円)まで大幅に低下しており、基地関連収入が県経済へ与える影響は限定的なものとなっています。

既に返還された駐留軍用地の跡地利用

## 県民総所得に占める基地関連収入の割合



(出典) 1965年度:沖縄県「県民所得統計報告書(1973年度)」 1972年度以降:沖縄県「県民経済計算」

基地跡地の飛躍的な発展は、かつての基地経済の効果を大きく上回るものとなっている。

既返還駐留軍用地跡地	直接経済効果 (億円/年)※1			雇用者数 (人)※2		
	返還前	返還後	倍率	返還前	返還後	倍率
那覇新都心地区	52	1,634	32倍	168	15,560	93倍
小禄金城地区	34	489	14倍	159	4,636	29倍
桑江・北前地区	3	336	108倍	0	3,368	皆増
合計	89	2,459	28倍	327	23,564	72倍

※1:直接経済効果:基盤整備を一定程度終了後に徐々に発現する、生産・販売等の経済活動によって生じる直接的な効果(返還前=地代収入、軍雇用者所得、米軍等への財・サービスの提供額、基地周辺整備費等、基地交付金)、(返還後=卸・小売業、飲食業、サービス業、製造業の売上高、不動産(土地、住宅、事務所・店舗)賃貸額)【駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査(平成27年1月沖縄県公表)】に基づく

※2:雇用者数:(返還前=沖縄の米軍及び自衛隊基地(統計調査)に基づく)、(返還後=経済センサ活動調査(H24)に基づく)

※3:誘発雇用者数:誘発される生産を行うために必要となる理論上の雇用者数【駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査(平成27年1月沖縄県公表)】に基づく

## 米側への働きかけ

県が2015年度に設置したワシントン駐在は、現地における情報収集、情報発信

に伴う経済効果を試算すると、那覇新都心地区、小禄金城地区、桑江・北前地区の3地区合計では返還後の跡地利用により、返還前と比べて直接経済効果※1が約28倍、雇用者数※2が約72倍となっています。

今後返還が予定されている駐留軍用地についても、跡地利用を推進すること、約18倍の直接経済効果及び誘発雇用者数※3が見込まれています。

## 日米地位協定

日米地位協定は、日米安全保障条約に基づき在日米軍への施設・区域の提供や米軍の地位等について定めた国会承認条約である。

同協定は、刑事裁判権、米軍の管理権としての基地使用のあり方、コロナ対策環境汚染など様々な問題点が指摘されていますが、1960年に締結されて以降、一度も改定されていません。

県では、日米地位協定の問題点を更に明確化し、同協定の見直しに対する理解をを広げることが目的として、他国地位協定調査を実施しています。

県が実施した調査により、ヨーロッパ4か国では、航空法など自国の法律や規則を米軍にも適用させ、米軍の活動をコントロールしており、オーストラリアやフィリピンでも同様の状況であることが分かりました。

## 地位協定に関する日本とヨーロッパ各国の比較

	国内法	管理権	訓練・演習	航空機事故
日本	原則不適用	立入り権明記無し	航空特例法等により規制できず	捜索等を行う権利を行使しない
ドイツ	原則適用	立入り権明記立入りパス支給	ドイツ側の承認が必要	ドイツ側が現場を規制、調査に主体的に関与
イタリア	原則適用	基地はイタリア司令部の下伊司令官常駐	イタリア側の承認が必要	イタリア検察が証拠品を押収
ベルギー	原則適用	地方自治体の立入り権確保	自国軍よりも厳しく規制	(未確認)
イギリス	原則適用	基地占有権は英国英司令官常駐	英側による飛行禁止措置等明記	英国警察が現場を規制、捜索

一方、日本では、原則として国内法が適用されず、訓練や演習を規制できない状況にあるほか、米軍機事故の際の主体的な捜索、基地内への立入り権の確保等が実現していないなど、他国の状況とは大きな違いがあります。

県は、この調査の結果を全国知事会や海外知事会と共有するなどしたところ、全国知事会ではこれまでに「二度、米軍基地負担に関する提言を全会一致で決議しております。」

また、PFOS等による水道水源等汚染について、汚染源である蓋然性が高い米軍基地への立入調査が認められないことについては、基地の管理権を規定する日米地位協定がもたらす構造的な問題があると考えております。

このようなことから、引き続き、日米地位協定の抜本的見直しの実現に向けて、全国知事会や海外知事会等と連携するとともに、様々な機会を捉えて全国に情報発信を行うなど、取組を強化してまいります。

問い合わせ

基地対策課 電話:098-866-2460 FAX:098-869-8979